

放射能測定結果報告書

株式会社サニクリーン 殿
東京都中央区日本橋二丁目11番2号-20階



株式会社 化研
本社・水戸研究所 技術部試験分析課
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 戸祭 智

令和元年9月24日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	原水
採取場所	茨城県常総市 株式会社WAMS
採取日時	令和元年9月20日
採取者	—

測定日時	令和元年9月24日 10時32分
------	------------------

測定項目	測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	< 1.0	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	< 1.0	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	< 1.0	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器 (ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 小島 務
- ・試料容器: 2Lマリネリ容器
- ・試料重量: 2000g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社サニクリーン 殿
東京都中央区日本橋二丁目11番2号-20階



株式会社 化研
本社・水戸研究所 技術部試験分析課
〒310-0903 茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 戸祭 智

令和元年9月24日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	デスティオ(製品水)
採取場所	茨城県常総市 株式会社WAMS
採取日時	令和元年9月20日
採取者	—

測定日時	令和元年9月24日 10時54分
------	------------------

測定項目		測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	< 0.8	10	Bq/kg
	Cs-134	検出されず	< 0.8		Bq/kg
	Cs-137	検出されず	< 0.9		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 小島 務
- ・試料容器: 2Lマリネリ容器
- ・試料重量: 2000g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社サニクリーン 殿
東京都中央区日本橋二丁目11番2号-20階



株式会社 化研
本社・水戸研究所 技術部試験分析課
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦

令和元年9月30日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	原水
採取場所	群馬県太田市 株式会社医療福祉研究所
採取日時	令和元年9月27日
採取者	—

測定日時	令和元年9月30日 14時16分
------	------------------

測 定 項 目		測 定 結 果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	< 0.7	－	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	< 0.9	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	< 1.0		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器 : ゲルマニウム半導体検出器 (ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者 : 小島 務
- ・試料容器 : 2Lマリネリ容器
- ・試料重量 : 2000g
- ・測定時間 : 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値 (Cs-134、Cs-137) : 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル
(平成14年3月 厚生労働省)
第2章 食品中の放射能の各種分析法
2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社サニクリーン 殿
東京都中央区日本橋二丁目11番2号-20階



株式会社 化 研
本社・水戸研究所 技術部試験分析課
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和元年9月30日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	ディスティオ(製品水)
採取場所	群馬県太田市 株式会社医療福祉研究所
採取日時	令和元年9月27日
採取者	—

測定日時	令和元年9月30日 14時38分
------	------------------

測定項目		測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	< 0.8	—	Bq/kg
	Cs-134	検出されず	< 0.8	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	< 0.9		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 小島 務
- ・試料容器: 2Lマリネリ容器
- ・試料重量: 2000g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。